

自治会（町区）における地域活動実施の基本的な考え方（お願い）
～新型コロナウイルス感染症拡大防止のために～

令和3年8月

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種が進んできているところではありますが、全国的に急速な感染拡大が報告されており、予断を許さない状況です。

鳥栖市内においても、7月下旬以降、感染者が増加してきており、引き続き緊張感を持った対応が求められています。

各自治会（町区）においては、地域のコミュニティ形成のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはかりながら、日々の地域活動にご尽力いただいていることと存じますが、コロナ禍における活動等については、引き続き以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1 地域活動実施にあたっての配慮すべき事項

※ 下記の配慮すべき事項については、自治会（町区）の主権で行うものほか、公民館等を他の団体等へ貸す場合も、主催者に遵守するよう求めることが必要です。

(1) 換気の徹底（密閉しない）

- ①こまめな換気を実施する。
- ②1時間につき、10分間は窓を開けて換気を行う。

(2) 隣同士が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- ①人の密度を下げるために、長机に一人ずつなど、席をあけて着席する。
- ②人と人との十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保する。

(3) 対面での会話等や身体的接触のある活動は行わない（密着しない）

- ①対面での会話や発声等は控える。
- ②身体的接触のある活動は行わない。

(4) 集団感染リスクが高い、次の活動は実施を控える。

- ア) 身体的接触を行うもの
- イ) 調理、会食を伴うもの
- ウ) 「密閉」「密集」「密接」となる活動

◇囲碁・将棋・麻雀 など、対面により行う活動は、マスクを着用したうえで、用具の消毒を行う。なお、出来ればアクリル板の設置やフェイスシールドの着用などの対策に努める。

(5) 参加者名簿の作成

参加者名簿を作成し連絡先を把握する。感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置であり、参加者名簿を1か月程度は管理しておく。

個人情報保護の観点から名簿作成は本人の同意を得るようにする。

(6) 基本的な感染症対策

- ①発熱等の症状がみられる方や体調がすぐれない方は参加を控えてもらう。
- ②手洗い及びマスク着用の徹底
- ③施設の消毒（使用する机・椅子・取っ手、ドアノブ等の消毒を行う。）

2 住民の皆様への理解

- ◆地域活動を実施する際は、十分な検討及び対策を行った上で実施した場合でも、新型コロナウイルス感染拡大の不安を感じる住民の方も少なくありません。
- ◆そのため、地域活動の必要性や実施する上での対策などを十分に地域住民の皆様へ周知し、理解と協力を得た上での活動が望まれます。

3 各種活動事例における具体的留意点

(1) 各種会議等

- 書面開催の検討
- 集まる場合は、書面表決や委任状を活用するなど少人数により開催

(2) 清掃活動、花壇整備など

- 作業は、できるだけ2メートル、最低1メートル以上離れて行う。
- 複数で行う作業は、マスク及び手袋を着用し、会話は控える。
- 熱中症への配慮（作業時間の短縮、作業時間帯の配慮など）

(3) 地域のまつり

- 参加者や見物客等の感染防止につながる取組の工夫など、開催する場合の十分な感染防止策の検討及び配慮が必要です。
- 開催する場合は、出店などへの密集が起こらないよう、並んだ場合の目印等の設置や整理券の配布などの工夫をする。
- 会場内に密集となるような飲食場所を設けない。
- 熱中症対策

(4) 各種会合

- 座席の間隔をできるだけ2メートル、最低1メートル空ける。
- 対面座席を避け、マスクを着用する。
- 会場内での飲食は控える。

(5) 回覧

- 地域活動の告知を行う場合には、感染拡大防止策を明記し、住民の理解を得る。
- 直接の手渡しは避け、郵便受け等に入れる。
- 回収後は除菌シート等で除菌する。